

○特別修学支援奨学金規程

平成29年9月30日

大学規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、学修意欲にあふれ学力が特に優秀な者又は経済的な理由により京都先端科学大学(以下「本学」という。)での修学が困難な者の修学を最大限に支援するために拠出された寄附金による特別修学支援奨学金(以下「本奨学金」という。)の給付対象者、給付方法、給付内容及び給付金額等に関し、必要な事項を定めるものである。

(給付対象者)

第2条 本奨学金の給付対象者(以下「給付奨学生」という。)は、入学時より前条の趣旨に該当するグローバル人材育成プログラム受講生であって、原則として毎年本学が実施する海外語学研修、海外留学又は海外インターンシップ等のプログラムに参加する者とする。

(本奨学金の種類)

第3条 本奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 入学金・授業料等の全額給付
- (2) 海外留学等費用の給付
- (3) 修学支援援助金の給付

(併給の可否)

第4条 本学が給付する他の奨学金との併給は、認めない。なお、本学以外の組織が給付する奨学金との併給については、差し支えないものとする。

(本奨学金の給付方法)

第5条 本奨学金の給付方法は、第3条各号の種類に応じて次のとおりとする。

- (1) 入学金のほか、給付奨学生が各学期に本学に納付すべき授業料、施設設備費及び実験実習費合計全額の納入を免除する。
- (2) 海外語学研修、海外留学又は海外インターンシップ等のプログラムに参加した場合の授業料、渡航費その他に要する費用の全額を給付する。
- (3) 学生生活を継続するために必要な生活費等の援助金として、金100万円を給付する。

(給付期間)

第6条 第3条及び前条に定める本奨学金の給付は、学期毎に行い、第8学期を給付限度と

する。

(給付申請手続)

第7条 本奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を提出して申請するものとする。

- (1) 給付申請書
- (2) 給付申請理由書
- (3) 保護者(保証人)と連署した誓約書
- (4) その他必要と認める書類

(給付奨学生の選考面接)

第8条 給付奨学生の選考は、申請者の面接により行うものとする。

(給付奨学生の決定)

第9条 給付奨学生の決定は、選考面接を行った者の中から毎年10名の範囲内において、大学学生委員会、当該学生の所属する学部の教授会及び大学評議会の意見を聴いて、学長が行うものとする。

(決定通知)

第10条 学長は、前条により給付奨学生を決定したときは、給付奨学生本人及び保護者(保証人)に対し、遅滞なく通知するものとする。

(届出事項)

第11条 給付奨学生は、次の各号に該当する場合には、直ちに教務学生事務部学生センターに書面により届け出なければならない。

- (1) 本人又は保護者(保証人)の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じたとき
- (2) 保護者(保証人)を変更するとき
- (3) 入学を辞退し、又は休学若しくは退学をするとき

(給付の停止)

第12条 本奨学金は、給付奨学生が次の各号の一に該当することとなった場合は、給付を停止することがある。

- (1) 各学期において、別表1に定める成績基準を充足しなかったとき
- (2) 休学したとき
- (3) その他学長が必要と認めたとき

2 前項の第1号の事由に基づき給付を停止するときは、当該学期に続く1学期とする。

(給付の再開)

第13条 前条により本奨学金の給付を停止された者について、停止の原因となった状況が改善したときは、学長は、給付の再開を決定することができる。

(給付の打ち切り)

第14条 給付奨学生が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失したものとして、本奨学金を給付せず、又は本奨学金の給付を打ち切る。

- (1) 入学を辞退したとき
- (2) 本学を除籍されたとき、又は退学したとき
- (3) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 特別修学支援奨学生としてふさわしくない行為があったとき

(返還の要否)

第15条 本奨学金は、返還することを要しない。ただし、前条第3号又は第4号により給付を打ち切った場合は、給付時に遡って返還を要するものとする。

(決定・認定)

第16条 第12条から前条に係る決定又は認定に当たって、学長は、大学学生委員会、当該学生の所属する学部の教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

(所管)

第17条 この規程に関する事務の所管は、教務学生事務部学生センターとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃に当たって、学長は、各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成30年度以降の入学生については、グローバル人材育成特別奨学金規程(平成28年11月26日制定大学規程第4号)を適用せず、この規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この改正は、新元号2年4月入学者から施行する。
- 2 改正前の規程第12条第1項第1号別表1については、平成30年度入学生が8セメスターを超えた時点で廃止とする。

(給付停止成績基準の改正)

別表1(第12条第1号関係)

特別修学支援奨学生として充足すべき成績の基準

下表による「取得単位数」及び「成績評価の方法」のいずれの基準も満たすこと。

回生	学期	取得単位数	成績評価の方法
1回生	春学期	18単位以上	GPAの値が3.00以上であること。ただし、1回生春学期については目標値とし、達していない場合には、警告指導する。 ※GPAは、Sを4、Aを3、Bを2、Cを1、Fを0として、それに各科目の取得単位数を乗じて加えた合計点数を履修登録の総単位数で除して算定した数値である。
	秋学期	18単位以上	
2回生	春学期	18単位以上	
	秋学期	18単位以上	
3回生	春学期	18単位以上	
	秋学期	18単位以上	
4回生	春学期	4単位以上	
	秋学期		

- 1 認定科目及び春学期に成績の出ない科目は、単位を取得したものとする。
- 2 3回生秋学期終了時に110単位を取得したときには、当該学期以降につき、取得単位数の要件を課さない。ただし、当該学期及び4回生春学期につき、最低2単位を取得しなければならない。
- 3 認定科目、春学期に成績の出ない科目及び要卒業科目でない科目は、「成績評価の方法」の算定対象に含めない。
- 4 特別修学支援奨学生には、給付決定時に当該基準の趣旨・内容を十分説明し、成績の維持に努めるよう指導する。